

禁止行為

この公園は軽スポーツができる公園として整備し一部のボール遊びを認めていますが、他の利用者・付近を走行する車や近隣住民の迷惑となる次の行為は禁止しております。

ルールを守ってみんなで楽しく利用しましょう。

・ 禁止行為

- ① 市が許可していない団体及び個人によるバット・硬球・準硬球の使用
(ただし、保護者同伴を条件に未就学児童のプラスチックバット及びウレタンバットの使用は可)
- ② サッカーボールの蹴り上げ・スパイクの使用
- ③ 公園敷地外にボールが飛び出すおそれがある行為
- ④ その他、他の利用者や近隣住民等に迷惑をかける行為

※ 参考

- ① 軽スポーツができる公園は（清門中央公園多目的広場、長栄中央公園多目的広場、瀬崎蒲原公園）
上記以外の公園でのボール遊びは原則禁止です。
(清門中央公園の当初整備部分（東側）も原則禁止です。)
- ② 禁止行為を見かけたときは、その旨みどり公園課まで連絡をお願いいたします。教育委員会、学校、警察等、関係機関と連携しながら対応いたします。
- ③ 万一、第三者に被害を与えた場合は必ず相手方に名乗り出て当事者同士で解決してください。

草加市みどり公園課 048-922-0151(代表)